

「藤枝市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例(案)」のパブリックコメント実施について

交通安全・地域安全課

令和9年4月施行予定の「藤枝市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例(案)」に対する意見を募集します。

概要は下記のとおりです。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 要 旨 | 自転車を利用し通学する高校生の交通事故が増加していることから、自転車通学時のヘルメット着用義務範囲を、児童及び中学生から高校生まで拡大するため、「藤枝市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」を一部改正します。 |
| 2 | 条例の改正内 容 | 第5条第3項を改正し、自転車通学時のヘルメット着用義務対象範囲を、児童及び中学生から高校生まで拡大する。 |
| 3 | 条例の効果 | 通学時の自転車用ヘルメット着用を義務化することにより、交通意識の向上と被害軽減が図られる。 |
| 4 | 問い合わせ | 交通安全・地域安全課 電話：054-631-5553（内線：3542） |